



大北森林組合等補助金不適正受給事案に関し、元専務理事及びひふみ林業に対する損害賠償請求を行います。

平成 29 年 9 月 12 日に公表した「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」に基づき、以下のとおり損害賠償請求を行います。

1 請求相手

大北森林組合元専務理事 中村年計 (以下「元専務」といいます。)

ひふみ林業株式会社 (代表者を含む。以下「ひふみ林業」といいます。)

2 請求内容

請求先	時効の相違分※1	加算金相当分※2	計
元専務	45,504,300 円	84,340,308 円	129,844,608 円
ひふみ林業	16,921,500 円	170,067 円	17,091,567 円

※1 「時効の相違分」とは「国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求ができない国庫補助金相当額」

2 「加算金相当分」とは「補助金適正化法第 19 条第 1 項に基づく国からの加算金相当額」

3 請求内容の考え方については、「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」のとおり

3 請求日 平成 29 年 12 月 19 日付け

4 請求方法 内容証明郵便及び納付書による文書送達

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

林務部森林政策課
(課長) 福田雄一 (担当) 中村嘉光
電話 026-235-7261 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3214
F A X 026-234-0330
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

林務部森林づくり推進課
(課長) 長谷川健一 (担当) 加藤千洋、山城政利
電話 026-235-7270 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3255
F A X 026-234-0330
E-mail shinrin@pref.nagano.lg.jp

大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針（抜粋）

2 国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができない国庫補助金返還相当額について（約 1 億 26 百万円）

（略）

このうち大北森林組合に関しては、補助金等にかかる予算の適正化に関する法律違反、及び詐欺罪により実刑が確定した元専務理事の責任は極めて重大であることから、事案の主導的役割を果たし、利欲的な動機でその関与が明らかな森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係る国庫補助金返還相当額（約 46 百万円）については、元専務理事に請求します。

（略）

次にひふみ林業(有)に関しては、会社が不適正に受給した補助金のうち、国庫補助金返還相当額（約 17 百万円）について、同社に請求します。

3 補助金適正化法第 19 条第 1 項に基づく国からの加算金相当額について（約 3 億 53 百万円）

（略）

(1) 事業主体等に対する請求について

ア 大北森林組合及び同組合元専務理事

（略）

このため、まず、元専務理事に関しては、2 に記載のとおり、今回の事案において主導的役割を果たしており、詐欺行為により私的な利益も得るなど利欲的な動機は強い非難に値すると指摘されているところであることから、その関与が明らかな森林作業道分（未施工、適用単価不適合）に係る加算金相当額については、元専務理事がその責を負うべきものであると考えられます。ただし、これらの中には、県職員に対して「損害賠償請求を検討すべきと考えられる損害額」であると法的課題検討委員会において整理されたものと重複する部分があることから、両者の求償関係をできる限り残さないようにするため、元専務理事に対して、県職員と重複する部分についてその 2 分の 1 とした金額（約 84 百万円）を請求します。

（略）

イ ひふみ林業(有)

法的課題検討委員会の報告書によれば、加算金相当額について、ひふみ林業(有)に対する法的請求は可能であるとされています。ただし、これはアと同様、法的課題検討委員会が「権利主体」として県が法的に最大限損害賠償請求の対象とすることが可能な範囲を検討しているものであるためであり、同社についても、過失相殺又は信義則上請求することは適切でないとの主張をする可能性があります。このため、森林作業道に係る事後的にも未施工のものについては、同社が責を負うべきであると考えられます。ただし、これらは、県職員に対して「損害賠償請求を検討すべきと考えられる損害額」であると法的課題検討委員会において整理されたものと重複することから、両者の求償関係をできる限り残さないようにするため、同社に対してその 2 分の 1（約 0.2 百万円）を請求します。